

令和7年度 三木市交通安全市民運動実施要綱

1 目的

この運動は、尊い人命を交通事故から守るため、広く市民一人ひとりに交通安全思想及び交通モラルの高揚を図るとともに、思いやりのある交通行動の実践を習慣付け、市民の参画と協働のもとに交通事故のない誰もが安全で安心して暮らせる「元気で安全・安心な三木市」をつくることを目的とする。

2 期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間

3 名称

「ストップ・ザ・交通事故」市民運動

4 運動の統一スローガン

交通ルール わたしが守る 三木のまち

5 推進テーマ

みんなでつくる 通学路の交通安全
思いやる 気持ちで守る 高齢者

6 主唱

三木市交通対策委員会

7 運動重点

- (1) 子どもと高齢者を始めとする歩行者の安全確保
- (2) 安全運転意識の向上
- (3) 自転車の交通安全
- (4) 飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶
- (5) 全ての座席でのシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

8 運動の種別

- (1) 年間を通じて実施する市民運動

運 動 名	内 容
子ども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動	別記1のとおり
自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動	別記2のとおり
飲酒運転根絶運動	別記3のとおり

シートベルト・チャイルドシート着用運動	別記４のとおり
夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動	別記５のとおり
横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動	別記６のとおり

(２) 四季の市民運動

運 動 名	期 間
春の全国交通安全運動	４月６日(日)～４月１５日(火)
夏の交通事故防止運動	７月１５日(火)～７月２４日(木)
秋の全国交通安全運動	９月２１日(日)～９月３０日(火)
年末の交通事故防止運動	１２月１日(月)～１２月１０日(水)

(３) 日を定めて実施する市民運動

運 動 名	期 日	内 容
交通安全意識を高める日	四季の運動の初日	より多くの市民が参加できるような交通安全行事の開催と、各種広報媒体を活用した啓発活動を強力に推進する。
自転車安全利用の日	毎月２日	自転車の安全で適正な利用に関する理解を深めさせるとともに、自転車ヘルメット着用を促進する。
横断歩道おもいやりの日	毎月１１日	横断歩道における歩行者優先の徹底と横断歩行中の交通事故ゼロを呼びかける活動を強化する。
高齢者交通安全の日	毎月１５日	高齢者の交通安全について考え、実践する。
シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日	毎月１５日	シートベルト等の着用の徹底や正しい取り付けを訴えるなど、着用啓発を強化する。

9 推進機関・団体及び協働団体

別記７のとおり

別記 1

子ども・高齢者 しっかり見つめて交通安全運動

1 趣旨

次代を担う子どものかけがえのない命を交通事故から守ることが重要である。また、高齢者の人口や高齢運転者の増加に伴い、高齢者の関係する交通事故が顕著となっている。これらの情勢に的確に対処するため、子どもと高齢者自身が、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、社会全体で子どもと高齢者を思いやる意識を醸成する。

2 実施内容

- (1) 通学路や生活道路の見守り活動を始めとする交通安全対策の強化
- (2) 参加・体験・実践型の子どもと高齢者の交通安全教育や待ち受け型の交通安全指導の推進
- (3) 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び安全運転相談ダイヤル（＃8080）の周知並びに安全運転サポート車の普及啓発
- (4) 子どもや高齢者等交通弱者に対する思いやりのある運転の呼びかけ

別記 2

自転車安全利用・ヘルメット着用促進運動

1 趣旨

自転車による信号無視や一時不停止等を始めとする交通違反は、交通事故に直結する危険な行為である。令和 8 年 5 月までに、一定の交通違反に対して交通反則通告制度が適用されることを見据え、自転車の交通ルールについて周知する必要がある。また「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に定める安全な自転車利用の環境づくりを推進するとともに、命を守る自転車乗車用ヘルメットの着用促進と自転車損害賠償保険等への加入を徹底する。

2 実施内容

- (1) 自転車利用者に対する交通ルールの周知と「自転車安全利用五則」（注）を活用した指導と啓発
- (2) 酒気帯び運転禁止に対する罰則規定の周知
- (3) 全ての自転車利用者のヘルメット着用の促進
- (4) 安全な自転車通行空間の整備推進
- (5) 自転車の定期的な点検整備
- (6) 電動アシスト自転車や幼児同乗用自転車の安全利用の促進
- (7) 自転車損害賠償保険等加入義務の周知
- (8) 配達目的の自転車利用者に対する啓発及び指導

（注）自転車安全利用五則

①車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先 ②交差点では信号と一時停止を守って、

別記3

飲酒運転根絶運動

1 趣旨

飲酒運転は、重大事故に直結する極めて悪質・危険な犯罪である。その危険性、反社会性を市民一人ひとりが認識し、行動することにより、「飲酒運転は絶対に許さない三木市」を実現し、飲酒運転を根絶する。

2 実施内容

- (1) 飲酒運転の悪質性や危険性を認識・理解させる広報啓発、交通安全教育等の推進
- (2) 自転車や特定小型原動機付自転車も飲酒運転が違法であることの周知
- (3) 飲酒運転追放「三ない運動」(注1)の徹底及び「ハンドルキーパー運動」(注2)の促進
- (4) 車両を使用する事業所等におけるアルコールチェックの実施と指導教育の徹底
- (5) 「飲酒運転追放宣言」への賛同の推進

(注1) 飲酒運転追放「三ない運動」

・酒を飲んだら車を運転しない ・運転する時は酒を飲まない ・運転する人には酒を飲ませない

(注2) ハンドルキーパー運動

自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない者(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動

別記4

シートベルト・チャイルドシート着用運動

1 趣旨

シートベルトの正しい着用やチャイルドシートの適正な使用は、自動車乗車中の交通事故発生に際して、被害軽減効果が高い。全ての座席のシートベルト着用とチャイルドシートの適正な使用を徹底し、自動車乗車中の交通事故死傷者を減少させる。

2 実施内容

- (1) 街頭キャンペーンや各種広報媒体の活用による全席シートベルト着用など、市民の関心を高める広報啓発、安全教育の推進
- (2) シートベルト、チャイルドシート着用の必要性や年齢、体格に応じた適正な使用方法の周知
- (3) 市によるボランティア団体によるチャイルドシートのリサイクル活動への支援

別記5

夕暮れ時・夜間の交通事故防止運動

1 趣旨

夕暮れ時は人や車の動きが活発となるほか、夜間にかけて視認性が低下し、歩行者や自転車の発見が遅れることによる交通事故の多発が懸念される。よって、車両の早めのライト点灯、原則ハイビームの活用、歩行者・自転車利用者の明るい衣服の着用、反射材用品等の活用を呼びかけ、夕暮れ時・夜間の交通事故を防止する。

2 点灯推奨時間

日没時間の概ね1時間前

季 節	点 灯 推 奨 時 間
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時
春季（3月～5月）	午後5時
夏季（6月～8月）	午後6時

3 実施内容

- （1）点灯推奨時間を目安とした早めのライト点灯の呼びかけ
- （2）前照灯の自動点灯（オートライト）機能やデイライトの活用推進
- （3）対向車や先行車がない状況における原則走行用前照灯（ハイビーム）活用の推進
- （4）外出時の明るい衣服等の着用や反射材用品等の活用の推進

別記6

横断歩道 おもいやりで事故ゼロ運動

1 趣旨

横断歩道横断時における重大な交通事故が発生している状況を踏まえ、横断歩道は歩行者優先であるという交通ルールの遵守と歩行者に対するおもいやりで、横断歩道での交通事故ゼロを目指す。

2 実施内容

- （1）横断歩道は歩行者優先であることについての関心を高める広報啓発
- （2）交通安全講習を始めとするあらゆる機会における「横断歩道合図（アイズ）運動プラス」（注）の周知
- （3）歩行者等の安全な横断を確保するための横断歩道の整備、補修の推進
- （4）「横断歩道 歩行者優先宣言」への賛同の推進
- （5）歩行者に危険な道路横断をさせないための各種取り組み

（注）横断歩道合図（アイズ）運動プラス

- ・ 歩行者は、信号機のない横断歩道では、手を挙げるなどして運転者に横断する合図をする
- ・ 運転者は、横断歩道手前においてあらかじめ速度を落とし、横断しようとする歩行者を認めた際には

- ・ 歩行者・運転者双方が視線を合わせる、いわゆるアイコンタクトを行う
- ・ 運転者は歩行者に対し横断を促す合図をする
- ・ 運転者は横断歩道手前に設置されているダイヤモンド標示で減速の徹底

この運動を実践するためには、歩行者は近くに横断歩道がある時は、確実に横断歩道での横断を徹底する。

《推進機関・団体》〈順不同〉

《協働機関・団体》〈順不同〉

6